

諮問番号：諮問第 138 号

答申番号：答申第 138 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市早良福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項の規定により準用する同条第 3 項の規定に基づく住宅一時扶助申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成 30 年 9 月 20 日、住宅一時扶助申請について、処分庁から保護申請却下処分を受けた。しかし、本件処分は不法不当である。

(2) 審査請求人は、不法不当なストーカー犯罪被害に苦しめられ、また、隣室の住人による執拗な壁叩き騒音及び生活妨害に苦しめられ、うつ病が著しく悪化した。このため、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日 社保 34 号厚生省社会局保護課長通知）問第 7 の 30 答 11「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者が居る場合」及び同 17「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」に該当する。

以上により、平成 30 年 8 月 30 日、住宅扶助交付申請書のとおり、処分庁に対し、審査請求人の行った転居に伴う礼金及び不動産仲介手数料に係る住宅一時扶助の申請（以下「本件申請」という。）をした。

(3) 平成 30 年 9 月 20 日、本件申請は却下され、生活扶助及び住宅扶助申請については許可決定された。本件申請の却下理由について、保護申請却下通知書には、「本申請に係る実施責任は当福祉事務所にはないため。」とのみ記載されていた。

(4) 平成 30 年 8 月中旬から月末まで、福岡市早良区役所の生活保護課を訪問した際、

口頭で次のとおり却下の見通しを説明された。「生活保護法 25 条 1 項は『要保護者』を対象としている。審査請求人は、まだ●●●●●●●福祉事務所から生活保護が支給されているため、被保護者である。要保護者ではないため、福岡市早良福祉事務所は生活保護をする義務はない。」

(5) 審査請求人は、平成 30 年 5 月 16 日の初回面接の時点で、生活保護の申請意思が明確であった。

生活保護の申請手続の方法は、法及び政令に細かい明文規定はなく、各地方公共団体の慣習的手続にすぎない。申請者の申請意思が明らかであるのに、福祉事務所が必要書類及び参考書類等の一切を受け取らず申請書に記入させず、また申請者が犯罪被害の苦境を訴えているのに聞き入れず、申請者が具体的な事情等を説明しているのに手続を進めないことの合法性妥当性はない。

同日に福祉職員らが申請書類及び参考書類を受け取りきちんと精査していれば、「急迫した」重大な異常事態に気づき、いつも以上によく心がけて適法適切な手続をすることができたかもしれない。

(6) 審査請求人は、生活困窮しており、急迫した状況にある要保護者である。法第 19 条 1 項、2 項、4 項及び 5 項の規定のとおり処分庁が生活保護事務について福岡市長から委任又は委託等を受けているならば、要は「要保護者」について居住地が明らかであっても明らかでなくても現在居れば結局保護しなければならず、「急迫した状況」にある要保護者は、特に積極的に救助保護しなければならないという趣旨である。平成 30 年 5 月 16 日の初回面接時から繰返し説明したとおり、審査請求人はまさに急迫した状況にある要保護者であり、迅速に積極的に救助保護されなければならなかった。

(7) 法各条や省令等の規定の「要保護者」「被保護者」の文言とは、申請日などの日付の前後に偏狭にこだわり却下決定を下すための方便として規定されたのではなく、日本国憲法各条規定の根本的な権利を享受するため手続を迅速に進めるために規定されたものである。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

生活保護は、急迫保護の場合を除くほか、当該実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者又は一定の場合に現在地を有する要保護者に対し、その者等の申請に基づき開始されるものである。

したがって、急迫保護の場合を除くほか、保護申請は保護の開始要件であり、保護の受給権は当該申請時以後に発生するのであって、当該申請時前の需要に対してまで遡及して扶助が行われるべきものではないと解するのが相当である。

そうであれば、旧居住地からの転居の需要については、平成30年8月27日の保護申請時前の需要であって、処分庁の扶助の対象とならないのであるから、処分庁が、これに係る費用について扶助を求める本件申請を却下したことに違法又は不当はないといわざるを得ない。

なお、審査請求人は、平成30年5月16日に処分庁に対し保護申請の意思を明確にしたのであり、急迫した状況にあったのであるから、審査請求人に対し急迫保護として保護がなされなければならなかったとし、このような保護を前提に、本件処分は違法である旨を主張しているものと思われる。

しかしながら、実際にこのような保護がなされたわけではなく、処分庁が審査請求人に対する保護を開始したのは、あくまでも、審査請求人が保護申請を行った平成30年8月27日なのであるから、このような主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和3年11月11日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月14日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、平成29年2月3日から平成30年8月26日まで●●●●●●●福祉事務所長による保護を受給しており、同月27日に処分庁に対し、保護の申請を行い同日付けで処分庁による保護が開始されている。本件申請に係る住居の契約開始日は平成30

年 7 月 1 日、住居の初期費用等の請求日の日付は同年 8 月 17 日であり、いずれも  
●●●●●●●●福祉事務所長による保護を受給している期間中に発生した費用である。

よって、本件申請を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 中 野 哲 之